

令和2年5月22日

保護者の皆様

京都市立上賀茂幼稚園  
園長 下村 貞之

## 幼稚園の再開について（★カモンウイーク）

平素より、本園の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が解除されたことを受け、本市立学校・幼稚園を6月1日（月）から再開する方針が教育委員会から示されました。

本園においても、本方針を踏まえ、下記のとおり、6月1日（月）から再開し、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底しながら、段階的に園活動を再開して参りますので、ご連絡申し上げます。

### 記

#### 1 幼稚園の再開について

- (1) 長期間に及ぶ臨時休業を踏まえ、子どもたちが幼稚園生活に順応するための「ウォーミングアップ期間（★カモンウイーク）」を6月1日（月）～12日（金）まで設定します。
- (2) この期間は、子どもたちの心身の状態を確認しながら、子どもたち同士や子どもたちと担任等教職員との関係づくりを進めます。
- (3) 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、幼稚園でも最大限留意しながら取り組みますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。  
本園での幼稚園再開後の感染拡大防止の取組をまとめた内容は本園ホームページをご覧ください。
- (4) 幼稚園再開後、ウォーミングアップ期間以降も含め、当面の間、ご家庭の意向で子どもたちの登園を控えられる場合も「欠席扱いとはいたしません」ので、園へご連絡をお願いします。
- (5) なお、今後も、国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、教育委員会から示される対応方針が変更される場合があり、その際は、速やかにお知らせいたします。

#### 2 登園スケジュールについて

6月1日（月）以降、次の様な予定で取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

##### (1) 6月1日（月）～ 12日（金）午前9：30～11：30

- ・ゆり組 6月1日（月）・6月4日（木）6月8日（月）6月10日（水）6月12日（金）
- ・ばら組 6月2日（火）・6月5日（金）6月9日（火）6月11日（木）6月12日（金）
- ・預かり保育は、当面は、これまでと同様に新2号認定者のみです。それ以外の方は、ご家庭での保育にご理解ご協力をお願いいたします。
- ・未就園ひよこ組 園庭開放を行います。6月3日（水）但し、雨天の場合は6月5日（金）  
6月8日（月）但し、雨天の場合は6月10日（水）

両日とも午前10時～午前11時の時間帯になります。（園庭で遊べます。）

- ・未就園たまご組 7月より実施をさせていただきます。

## (2) 6月15日(月)から 午前9:00～午前11:45

感染症拡大防止に留意しながら、全園児が登園しての教育活動を再開します。なお、園児が幼稚園生活に徐々に慣れていくための配慮として、また、発達段階を踏まえた感染拡大防止の観点から、**1学期の間は、昼食をとらない午前中のみの教育活動を継続しますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。**

預かり保育については、当面の間はこれまでと同様に新2号認定者のみです。それ以外の方はご家庭での保育にご理解ご協力ください。

未就園ひよこ組は、6月中は午前9:30～11:00 毎週火・木曜日の2日間

7月から午前9:30～11:00 毎週月・火・水・木曜日の4日間

未就園たまご組は、6月中は実施しない。

7月から午前9:30～11:00 每週金曜日

## 3 幼稚園再開後の継続的な健康観察の徹底

(1) 園生活のリズムに慣れていくよう、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣について、ご家族でより一層の励行とご指導をお願いします。(臨時休業期間からも、幼稚園再開に向け、規則正しい生活リズムを心がけてください。)

(2) お配りしている「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していくだくよう、お願いします。**なお、登園時には必ず「健康観察票」を持参してください。**

(3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに幼稚園（電話 075-781-2336）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

## 4 夏季休業期間の短縮について

この度の臨時休業期間における、子どもたちの学びを補うため、夏休み（夏季休業期間）を短縮し、7月21日(火)・22日(水)も「午前中のみの登園」とします。

<令和2年度夏季休業期間>

変更前	→	変更後
7月21日(火)～8月31日(月)		7月23日(木・祝)～8月31日(月)